

## ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議し、即時撤退等を求める決議

ロシアが2月24日にウクライナを侵略し、首都キエフを含む全土への爆撃を開始した。加えて、プーチン大統領は、ロシアに通常兵器が使用された場合の核先制使用にまで言及していることは極めて重大な事態と言わざるを得ない。

今回のロシアによる侵略は、「主権の尊重」、「領土の保全」、「武力行使の禁止」を義務付けた国連憲章と国際法に対する重大な違反行為であり、世界平和を脅かす犯罪行為である。

ましてや広島、長崎への原爆投下が、いかに悲惨な結果を人類にもたらしたかを知りながら、核兵器の使用を公言し、国際社会を脅かす行為は、現在の国際社会では断じて容認されることではない。

大崎市議会はここに、ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議し、侵略戦争の即時中止とロシア軍の無条件完全撤退、核兵器の先制使用を断じて行わないよう強く要求する。

また、日本政府においては、在留邦人の安全確保に万全を尽くすとともに、国際社会と連携して人道支援を促進し、ロシア政府等に対する制裁措置を含む厳格かつ有効な対応をとり、今後、同様の事案が発生しないよう、国連を中心とした国際秩序の再構築に取り組むことを求めるものである。

以上決議する。

令和4年3月2日

大崎市議会